

北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会 北見地域多職種連携チーム運営要領

(目的)

第1 この要領は、北見保健所管内における在宅医療等に従事する多様な関係職種間のネットワーク構築の中核的役割を担う組織として、北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会要領第6の規定に基づき、北見地域多職種連携チーム（以下「チーム」という）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2 チームは、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 在宅医療の普及啓発に関すること。
- (2) 管内の連携上の課題抽出及びその対応策の検討に関すること。
- (3) 多職種間のネットワーク構築に関すること。
- (4) 市町における「在宅医療・介護連携推進事業」の円滑な実施に向けた支援に関すること。
- (5) その他、在宅医療の推進に必要と認めること。

(構成)

第3 チームは、在宅医療専門部会の委員及び同部会長が必要と認めた者で構成する。

- 2 チームの構成員は、在宅医療専門部会長が指名する。
- 3 チームの構成員の中から代表者を選任する。

(会議)

第4 チーム会議の開催は、代表者が招集する。

- 2 代表者は、会議の座長となり、議事進行を行う。
- 3 チーム会議では、外部の在宅医療等に関する有識者に対して、チーム会議への出席を要請し、助言を求めることができる。
- 4 幹事会は、チームの構成員から選出するものとし、事業を効果的に実施するため、協議事項を検討する。

(庶務)

第5 チームの庶務は、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室企画総務課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、代表者がチームの会議に諮って定める。

附則

- この要領は、平成26年 2月27日から施行する。
この要領は、平成28年 6月27日から施行する。
この要領は、平成29年 3月28日から施行する。
この要領は、平成30年 1月23日から施行する。